

令和元年 5月 9日

新しい歴史教科書をつくる会 様

(指定管理者)

(一財) 松本市芸術文化振興財団

まつもと市民芸術館支配人 中澤 孝



このたび藤岡信勝様、藤木俊一様、山本優美子様からいただきました「申入書」について、お答えします。

まつもと市民芸術館の利用許可につきましては、(一財) 松本市芸術文化振興財団が指定管理者として、従来から松本市の「まつもと市民芸術館条例」に基づいて行っております。

利用が制限されるのは、第6条(入館の制限)・第7条(利用の制限)に規定されている「施設等を破損し、又は滅失するおそれ」「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれ」がある場合、また第9条(利用の停止等)に規定されている「利用者が許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用した」「利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けた」などの場合によりますが、今回の利用申請内容については、これらに該当しないものと判断しております。

(一財) 松本市芸術文化振興財団 まつもと市民芸術館
担当 事務長 山岸 尚志 係長 上條 仁
電話 0263-33-3800 FAX 0263-33-3830
E-mail : mpac@mpac.jp